特別清算開始

平成２８年（ヒ）第２０３号
山口県防府市大字浜方283番地１
清算株式会社　株式会社エモト
代表清算人　尾﨑　正樹
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
山口地方裁判所

特別清算終結

平成２８年（ヒ）第１２号
札幌市中央区大通西19丁目２番地１
清算株式会社　株式会社レムズ
代表清算人　東雲　勝幸
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（ヒ）第１号
新潟県佐渡市中原351番地１
清算株式会社　株式会社佐渡アコール
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
新潟地方裁判所佐渡支部

平成２８年（ヒ）第４号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2408番地
清算株式会社　オーケイティー株式会社
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

平成２８年（ヒ）第５号
滋賀県甲賀市信楽町勅旨2408番地
清算株式会社　オーワイ株式会社
１　決定年月日　平成28年７月29日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大津地方裁判所民事部

特別清算協定認可

平成２８年（ヒ）第３号
沖縄県糸満市西崎町５丁目10番地の14
清算株式会社　ＢＩ株式会社
代表清算人　長嶺　紀昭
１　決定年月日　平成28年７月28日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、別紙記載の協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に、換価代金から必要な費用を控除した残額を、各協定債権額（劣後債権を除く）に応じて按分して弁済する。
２　各協定債権者は、協定債権者が、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額につき、その債務を免除する。
３　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額（劣後債権を除く）の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
（別紙省略）
那覇地方裁判所民事第３部

更生手続開始

平成２８年（ミ）第１号
滋賀県甲賀市水口町嶬峨字大谷1115番地１
更生会社　株式会社滋賀ゴルフ倶楽部
代表者代表取締役　中島　壽博
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　株式会社滋賀ゴルフ倶楽部について更生手続を開始する。
３　管財人　松尾　慎祐
平野　恵一
４　更生会社の債務者及び更生会社の財産を所持している者は、更生会社に債務を弁済し、又はその財産を交付してはならない。
５　更生債権又は更生担保権の届出をすべき期間　平成28年９月16日まで
６　更生債権又は更生担保権の一般調査期間　平成28年11月９日から平成28年11月16日まで
７　更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間　平成28年12月２日まで
８　管財人が更生計画案を提出すべき期間　平成28年12月９日まで
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２８年（再）第１号
栃木県宇都宮市簗瀬１丁目10番６号
再生債務者　岩島　和夫
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　栃木県宇都宮市大通り２丁目３番１号井門宇都宮ビル２階　弁護士法人のぞみ法律事務所　弁護士　増子　孝徳
平成28年７月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再）第２号
栃木県宇都宮市元今泉２丁目１番３号　プラージュ元今泉605
再生債務者　岩島　京子
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　栃木県宇都宮市大通り２丁目３番１号井門宇都宮ビル２階　弁護士法人のぞみ法律事務所　弁護士　増子　孝徳
平成28年７月28日
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再）第１号
群馬県桐生市広沢町６丁目927番地
再生債務者　飯塚機業株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　群馬県前橋市大手町３―17―20　丸山法律事務所　弁護士　丸山　和貴
平成28年７月29日　前橋地方裁判所桐生支部

再生計画認可

平成２８年（再）第１号
鹿児島県大島郡和泊町和泊175番地２
再生債務者　株式会社向建設
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年７月28日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２８年（再）第２号
鹿児島県大島郡和泊町和泊179番地１
再生債務者　株式会社シルバー
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成28年７月28日
鹿児島地方裁判所名瀬支部

再生手続終結

平成２７年（再）第１号
静岡県浜松市北区引佐町東久留女木113番地
再生債務者　引佐化成株式会社
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成28年７月28日
静岡地方裁判所浜松支部民事部破産係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２８年（再イ）第１５号
栃木県宇都宮市宝木町２丁目884番地25
再生債務者　鷹箸　　豊
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第１９号
栃木県下野市緑１丁目11番地３
再生債務者　酒徳　匡晃
１　決定年月日時　平成28年７月28日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月18日まで
４　一般異議申述期間　平成28年９月１日から平成28年９月９日まで
宇都宮地方裁判所第１民事部

平成２８年（再イ）第１２号
愛知県豊橋市南牛川１丁目11番地２
再生債務者　西村　純子
１　決定年月日時　平成28年７月29日午前10時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成28年８月19日まで
４　一般異議申述期間　平成28年８月26日から平成28年９月２日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部